

川崎市信用保証協会の現況

2019



川崎市信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

目 次

川崎市信用保証協会の概要	1
コンプライアンスへの取組みについて	5
個人情報保護宣言(抄)	6
信用補完制度の仕組み	7
信用保証のご利用に際して	10
主な保証制度のご案内	13
中期事業計画(平成30~32年度)(概要)	15
年度経営計画(平成31年度)(概要)	16
平成30年度の実績	18
平成30年度の主な取組み	20
業務状況の推移	29
平成30年度決算	40
あゆみ	46
窓口のご案内	47

川崎市信用保証協会シンボルマーク



当協会は創設35周年を記念して、昭和59年4月1日にシンボルマークを制定しました。

川崎の川を土台に信用のSと保証のHを配置し、川崎市の発展を信用と保証で支えて行こうとする当協会の念願を象徴したものです。

表紙の写真は、川崎市観光写真コンクール(主催 川崎市)入賞作品です。(川崎市観光協会提供)

第58回入賞 三浦 京子 「晩秋の民家園」(民家園/多摩区)

第57回入賞 浅井 和範 「ラチッタデッラ」(ラチッタデッラ/川崎区)

ごあいさつ



川崎市信用保証協会
会長 古知屋 清

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会の取組みにつきまして、更なるご理解をいただくため平成30年度の業務実績や取組み等をまとめた「川崎市信用保証協会の現況」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会とその業務に対する理解を深めていただければ幸いです。

平成30年度は、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、その経営改善・生産性向上を一層進めるため、信用補完制度の見直しが行われました。

こうしたことを踏まえ、当協会は質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組んでまいりました。

中小企業においては、人件費の上昇、売上げの伸び悩み、経営者の高齢化に伴う事業承継の実現等の経営課題が存在し、経営環境は依然として厳しい状況にあることから、当協会は中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、中小企業の経営課題に応じた取組みを行ってまいります。

今後とも引き続き、ご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



川崎市信用保証協会の概要

信用保証協会事業の基本理念（信用保証理念）

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証協会の役割

信用保証協会は、『信用保証協会法』に基づく認可法人で、基本理念に基づき、中小企業・小規模事業者の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的機関としてその保証人となることにより借入を容易にし、金融の円滑化を図るとともに、さまざまな経営支援の取組みによってお客様の経営基盤強化に寄与します。

業務運営方針（平成31年度）

当協会は中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、信用保証制度がより有効に中小企業の発展を支えるものとなるよう引続き金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援及び再生支援を通じて、地域経済の発展に貢献するため、平成31年度の業務運営方針を次のとおりとしました。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。

（2）経営支援に関する取組みの推進

中小企業が経営改善、事業再生、事業承継など経営課題の解決に取り組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

(3) 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関などとの連携・協力を進め、地域経済活性化のための取組みを推進をします。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 利用者から、より信頼される態勢づくり

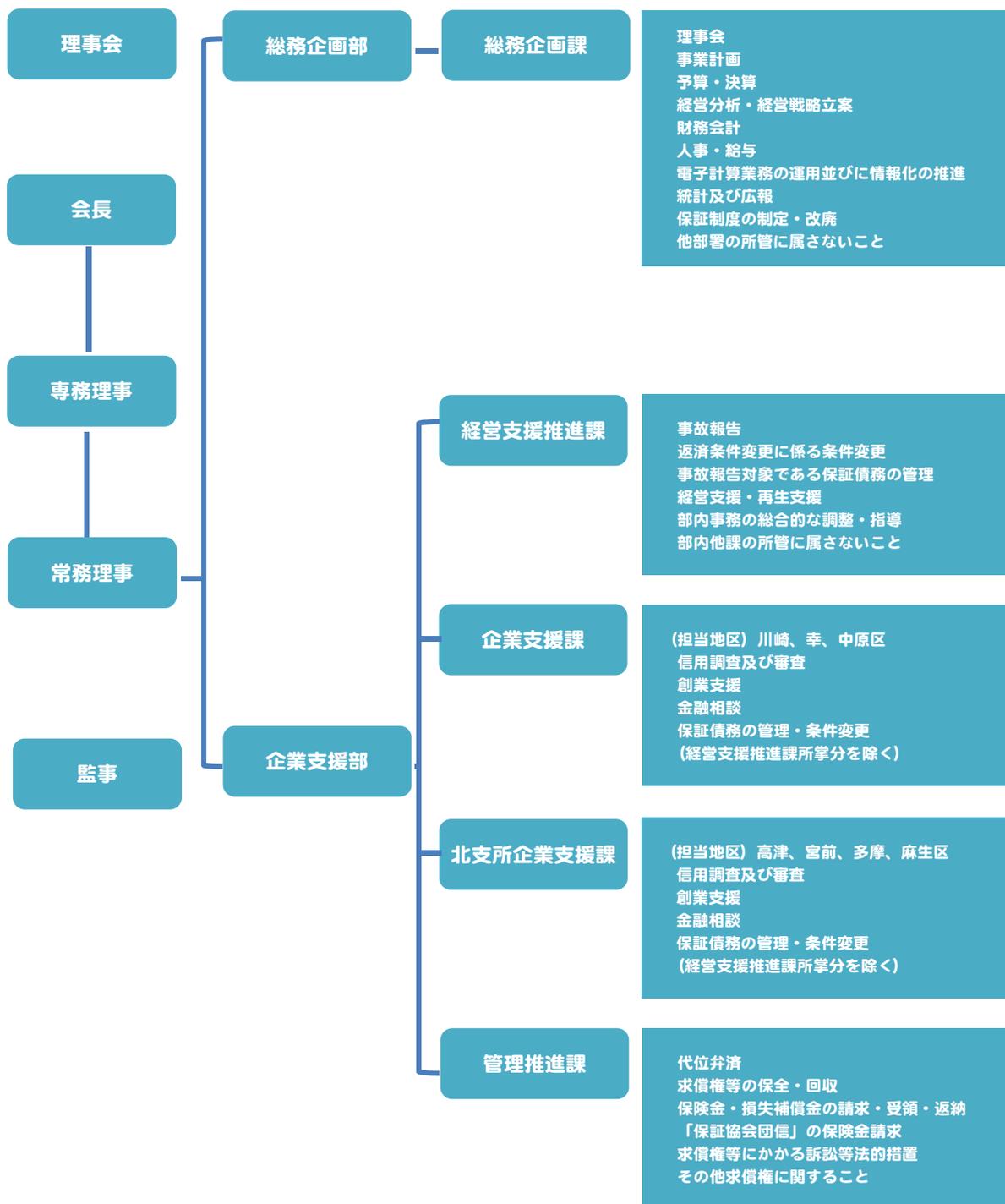
信用保証協会が公的な中小企業支援機関として、中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、利便性や職員の能力向上を推進します。

プロフィール

(平成31年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設 立	昭和23年9月28日
業務開始	昭和23年10月1日
基本財産	11,918,961千円
事 務 所	本 所 川崎市川崎区日進町1番地66 北支所 川崎市高津区坂戸3丁目2番1号 かながわサイエンスパーク西棟407号
役職員数	40名

組織機構図



川崎市信用保証協会 役員名簿

令和元年5月21日現在

役職名	氏名	現職就任年月日	
会長	古知屋 清	平成31年4月1日	常勤 前：川崎市信用保証協会専務理事 元：川崎市議会局長
専務理事	唐仁原 晃	平成31年4月1日	常勤 前：川崎市総務企画局長
常務理事	小池 修	平成26年1月1日	常勤 前：川崎市信用保証協会総務企画部長
理事	草壁 悟朗	平成23年8月2日	非常勤 川崎信用金庫理事長
理事	山村 弘樹	平成27年7月15日	非常勤 川崎市工業団体連合会副会長
理事	遠藤 靖治	平成29年5月19日	非常勤 株式会社 三井住友銀行京浜法人営業部長
理事	石川 学	平成30年5月1日	非常勤 株式会社 横浜銀行常務執行役員川崎地域本部長
理事	深瀬 武三	平成31年3月27日	非常勤 一般社団法人 川崎市商店街連合会会長
理事	浦野 敏行	令和元年5月21日	非常勤 川崎商工会議所副会頭
理事	後藤 正浩	令和元年5月21日	非常勤 株式会社 みずほ銀行川崎支店長
理事	鹿沼 智	令和元年5月21日	非常勤 株式会社 商工組合中央金庫川崎支店長
理事	鈴木 正広	令和元年5月21日	非常勤 川崎工業振興倶楽部会長
理事	中川 耕二	令和元年5月21日	非常勤 川崎市経済労働局長
監事	関 秀樹	平成26年4月1日	常勤 前：川崎市信用保証協会専務理事
監事	池上 英嗣	平成24年9月1日	非常勤 公認会計士

コンプライアンスへの取組みについて

川崎市信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、誠実かつ公正な事業活動を行うことが、社会からの揺るぎない信頼を得ることになると考えています。これを実践するため、「川崎市信用保証協会倫理憲章」を基本方針として定め、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスの強化・充実を図っています。

川崎市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

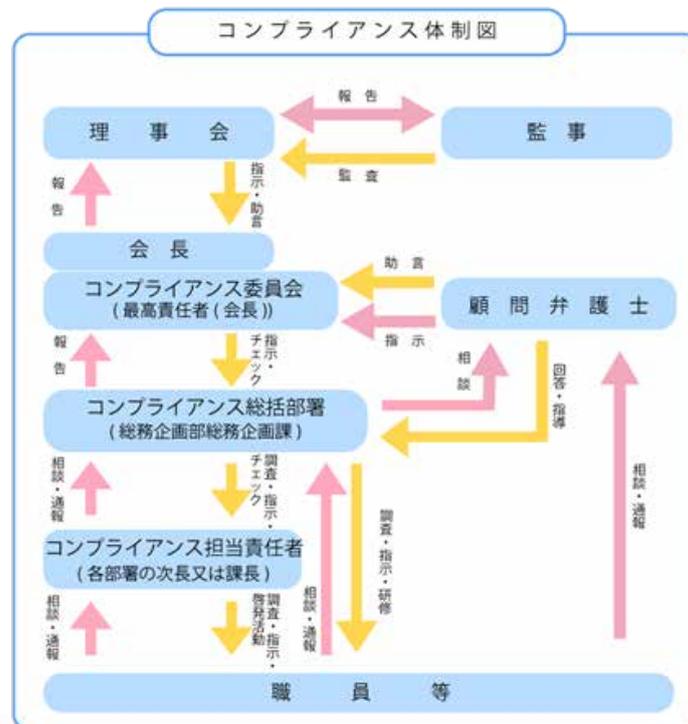
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

事業活動の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。



個人情報保護宣言（抄）

川崎市信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

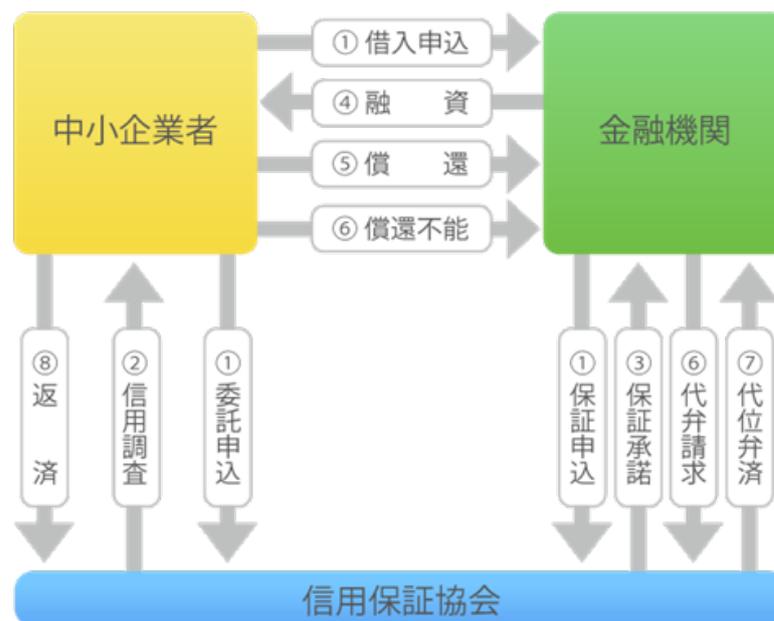
業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

- (1) 個人情報に関する法令等の遵守
当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。
- (2) 個人情報の取得・利用・提供
 - ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
 - ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる以外の目的には使用いたしません。
- (3) 個人データの適正管理
お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (4) 個人情報保護の維持・改善
当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (5) 個人データの委託
 - ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
 - ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。
- (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知
 - ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止
 - ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
 - ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
 - ・ お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (8) 質問・苦情について
当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

信用補完制度の仕組み

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の信用力を補完し、その金融の円滑化を図るための制度で、信用保証協会の行う信用保証（中小企業信用保証制度）と、国が運営する信用保険（中小企業信用保険制度）で成り立っています。

1 信用保証制度



- ① 信用保証のお申し込みは、原則として金融機関を経由していただきます。
- ② 事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③ 保証承諾した場合は、信用保証書を発行いたします。
- ④ 金融機関が融資を実行します。
- ⑤ 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- ⑥ 万一、償還不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に弁済を請求します。
- ⑦ 信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といい、代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑧ 以後、信用保証協会に返済していただきます。

2 信用保険制度

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。昭和33年、政府出資により中小企業信用保険公庫が設立され、その後、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に引継がれ現在に至っております。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



- ① 信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、すべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故通知を行い、その後、保険金請求を行います。
- ④ 公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済（元金）の70～90%の填補率に基づいて信用保証協会に保険金を支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、求償権を回収した都度、受領した保険金割合に応じて公庫へ納付（返納）します。

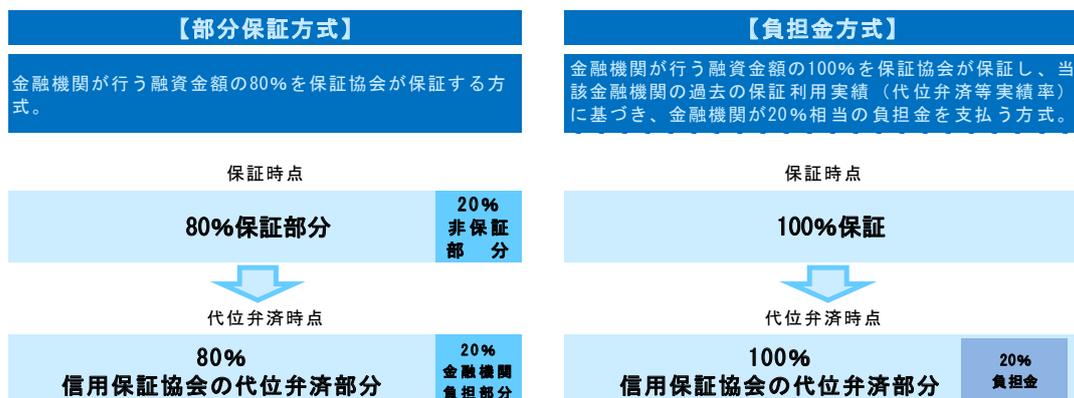
3 責任共有制度

(1) 責任共有制度とは

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から導入されました。

(2) 責任共有制度の仕組み

責任共有制度には【部分保証方式】と【負担金方式】の2つの方式があり、そのいずれかの方式を金融機関が選択することとなっています。



※協会は金融機関から20%の負担金支払いを受け、そのうち一定割合を公庫に納付します。

(3) 責任共有制度の対象となる保証制度

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次に掲げる保証制度は責任共有制度の対象外です。

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証
※5号に係る保証について、平成30年3月31日申込受付分までは責任共有対象外。
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 経営力強化保証 ※
- ⑪ 事業再生計画実施関連保証 ※
- ⑫ 危機関連保証

※責任共有制度の対象外(導入前の保証を含む)となる保証を同額以内で借り換えた場合。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となり、保証割合は全て80%です。

信用保証のご利用に際して

1 所在地

川崎市内に事業実態があれば保証対象となります。

個人のお客様は、川崎市内に自宅がある方又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人のお客様は、本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所は支店登記がされていなくても構いません。

ただし、制度融資などの要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

2 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度融資などの要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

客観的着手の確認書類としては、開業届、営業場所の賃貸借契約書（営業場所が所有不動産である場合は不動産謄本）、履歴事項全部証明書です。

なお、開業予定者又は開業1年未満の場合は、別途、創業計画書が必要です。

3 事業規模

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

1. 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医療業	————	法人300人以下 (個人100人以下)

※特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

2. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の2、保険法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政令特例業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	1億円以下	300人以下
情報処理サービス業	5千万円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

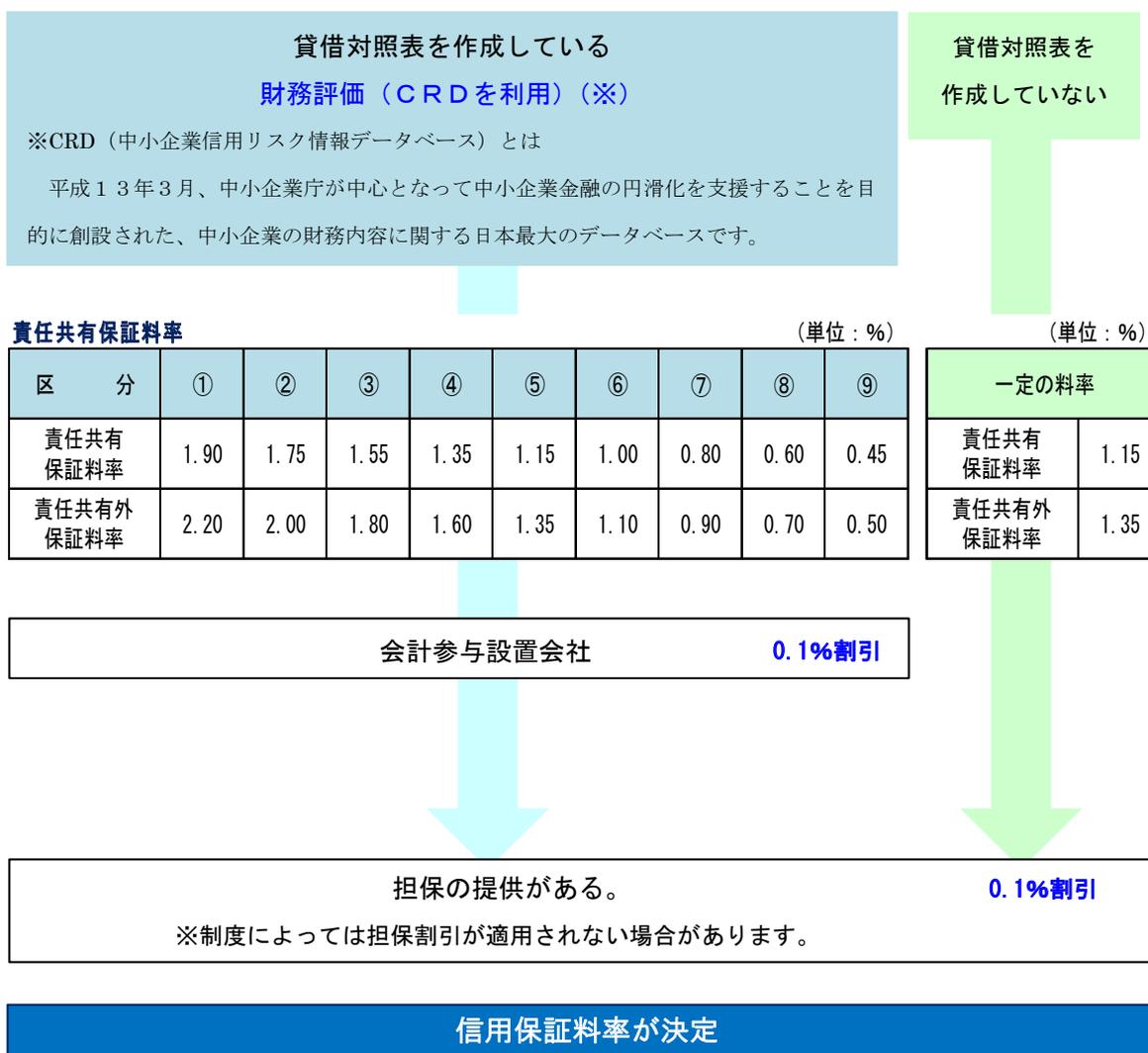
4 信用保証料

(1) 信用保証料とは

信用保証料は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とお客様の信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

(2) 信用保証料率決定までの流れ

信用保証料率は、お客様の経営状況に応じ9段階となっております。



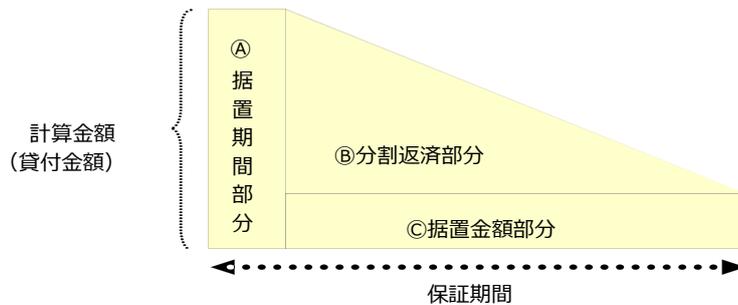
(3) 信用保証料の計算式

①一括返済

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

(確定日保証の場合は日割計算となります。)

②分割返済



$$\text{信用保証料} = \text{A据置期間部分} + \text{B分割返済部分} + \text{C据置金額部分}$$

①据置期間部分

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{据置期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) (\text{円}) \times \text{信用保証料率} \\ \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月}\} \times \text{分割係数}$$

分割係数

返済方法が均等分割返済の場合は分割係数表の均等分割係数を、不均等分割返済の場合は不均等分割係数を適用します。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

③据置金額部分

$$\text{据置金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月}\}$$

主な保証制度のご案内

協会制度（貸付利率は金融機関所定利率です。）

（平成31年4月1日現在）

制度名	ご利用の目安	資金使途／保証期間	限度額	信用保証料率
一般保証	運転、設備資金の借入に	運転資金 7年 設備資金 10年	2億8千万円 （組合4億8千万円）	0.450%～1.900%
小口零細企業保証	従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2,000万円 （全国の信用保証協会による既存保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。）	0.500%～2.200%
短期継続保証制度	一括返済方式の短期資金を一定期間継続し、資金繰りを安定させるために	1年 （最大4回まで継続可能）	3千万円 （原則、直近決算の平均月商の範囲内）	0.450%～1.900%
中小企業成長発展支援保証制度 （発展サポート保証）	更なる成長を遂げるために大口かつ長期の事業資金を調達するために	運転・設備 10年	2億円	0.450%～1.150%
発展サポートmini保証制度	更なる成長を遂げるための事業資金を調達するために	運転・設備 10年	5千万円	0.450%～1.350%
協調型融資保証 （コラボ）	金融機関のプロパー融資と協調し、まとまった事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	2億円	0.450%～1.150%
コラボmini保証制度	金融機関のプロパー融資と協調し、事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	8千万円	0.450%～1.350%
事業承継保証	円滑な事業承継を実現するために	設備資金 15年	2億8千万円	0.450%～1.900%
事業者カードローン 当座貸越根保証	反復継続して発生する融資枠をカードローンで確保	運転・設備 1年又は2年	2千万円	0.390%～1.620%
流動資産担保融資保証	中小企業者が有する売掛債権等を担保とした事業資金調達に（※1）	運転・設備 1年	2億円	0.680%
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画を策定した上で、その計画を実行し、計画進捗の報告も行いながら経営改善に積極的に取り組む中小企業者の経営力強化のバックアップに（※2）	運転資金 5年 設備資金 7年	2億8千万円 （組合4億8千万円）	0.450%～2.00%
危機関連保証制度	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じたときのために（※3）	運転・設備 10年	2億8千万円 （組合4億8千万円）	0.800%
借換保証	保証付借入金の借換による返済額の軽減や資金調達の円滑化のために	運転・設備 10年	2億8千万円（※4） （組合4億8千万円）	0.450%～1.900%
	条件変更改善型借換保証	経営改善に向け返済緩和中の保証を借換するときに	15年	
事業再生計画 実施関連保証	事業再生を行う中小企業が資金調達を図る際に	一括返済 1年 分割返済 15年	2億8千万円 （組合4億8千万円）	0.680%～0.800%

（注）ここに紹介しました保証制度は、個々に申込資格・要件・取扱金融機関が異なります。

詳細につきましては、経営支援推進課（TEL：044-211-0504）までお問い合わせください。

※1 根保証形式でもご利用いただけます。

※2 経営力強化保証については「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業計画書（申込人が策定したもの）、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に支援内容が記載されていない場合に必要です。）が必要です。

※3 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者が対象となります。

※4 6号認定の場合は3億8千万円となります。

川崎市中小企業融資制度

(平成31年4月1日現在)

制度名・貸付利率	ご利用の目安	資金使途 保証期間	限度額	信用保証料率	
振興資金 (短期) 1年以内 1.5%以内 (長期) 1年超5年以内 2.0%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※5	事業活動に必要な資金の借入に	(短期) 運転・設備 1年 (長期) 運転資金 7年 設備資金 10年	2億円 (組合4億円)	0.450%~1.900%	
設備強化支援資金 5年以内 1.8%以内 5年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※5		設備資金 15年		0.025%~0.750% 当協会の保証料率引下げ(0.2%)後の保証料率	
小規模事業資金 3年以内 1.8%以内 3年超5年以内 2.0%以内 5年超 2.1%以内	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 8年	3千5百万円	(保証債務残高1,500万円以下) 0.383%~0.950% (保証債務残高1,500万円超) 0.383%~1.710%	
小規模事業資金(短期サポート型) 1.2%以内		運転・設備 1年	2千万円	0.225%~0.950%	
小規模事業資金(小口サポート型) 1.4%以内		運転・設備 5年	2千万円		
小規模事業資金(ミニ) 1.3%以内		運転資金 4年	3百万円		
小口零細対応小規模事業資金 3年以内 1.6%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超8年以内 1.9%以内 8年超 2.0%以内	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2,000万円(※8)	0.450%~1.100%	
経営安定資金	経営環境の変化により経営の安定化に必要な資金の借入に	不況対策資金(5年型) 1.5%以内 (要件該当者1.4%以内) ※6	運転・設備 5年	3千万円(※9)	0.450%~0.950%
		不況対策資金(10年型) 1.7%以内 (要件該当者1.6%以内) ※6	運転・設備 10年	8千万円(※9)	0.383%~0.950%
		危機対策資金 ※7	運転・設備 10年	2億8千万円	0.400%
		災害対策資金 1.7%以内	運転・設備 10年	8千万円(※8)(※10)	0.450%~0.950%
		激甚災害対策資金 1.7%以内		2億8千万円(※10)	0.450%
		借換支援資金 1.8%以内	運転資金 10年	2億8千万円(※9)	0.400%~1.900%
		条件変更改善型借換資金 10年以内 1.8%以内 10年超 2.3%以内	運転資金 15年		
		経営力強化支援資金 1.6%以内	運転資金 5年 設備資金 7年 (借換を含む場合10年)	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.225%~1.000%
企業再建資金 2.6%以内	運転・設備 10年	2億8千万円	0.225%~1.100%		
創業支援資金	川崎市内で創業もしくは開業後5年未満の事業資金の借入に	運転資金 7年 設備資金 10年	3千5百万円 (客観的実業着手がなされておらず、2,000万円以上の融資を希望する場合は、2,000万円を超えた額と同額の自己資金が必要です。)	0.000%~1.900%	
				0%	
	女性・若者・シニア起業家支援資金 1.8%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※5	新製品開発・新分野進出支援資金 2.1%以内	3千万円	0.450%~0.800%	
流動資産担保資金 1.9%以内	中小企業者が有する売掛債権等を担保とした事業資金調達に	運転・設備 1年	2億5千万円	0.340%	

- ※5 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。
- ※6 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方。
- ※7 大規模な経済危機や災害発生時に、経済産業大臣が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。
- ※8 全国の信用保証協会による既存保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。
- ※9 セーフティ第1~8号に係る市町村長または特別区長の認定書を取得して利用する場合は、通常の限度額とは別枠でご利用いただけます。
- ※10 市町村長または特別区長の罹災証明書、または認定書が必要です。



中期事業計画（平成30～32年度）（概要）

川崎市信用保証協会は中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、将来にわたり信用保証制度が中小企業の発展を支えていくものとなるよう金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援及び再生支援を通じて、地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から32年度までの3年間における業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

中小企業が経営改善、事業再生、事業承継など経営課題の解決に取り組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携・協力を進め、地方創生への貢献を果たすための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 利用者から、より信頼される態勢づくり

信用保証協会が公的な中小企業支援機関として、中小企業の金融円滑化や経営支援をより高い水準で提供するため、利便性の向上や利用者から信頼される態勢を構築します。

年度経営計画（平成31年度）（概要）

1 業務環境

(1) 地域の経済動向

政府は平成31年1月の月例経済報告で、国内景気の基調判断を「緩やかに回復している」とし、平成24年12月に始まったとされる今回の景気回復は戦後最長となった可能性に言及し、先行きについても「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方、輸出が弱含みであることや通商摩擦等の動向が世界経済に与える影響、さらには中国経済の先行きなど海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしています。

地元金融機関が平成30年12月に行った川崎市内中小企業の景況感に関する調査結果では、平成30年10～12月期は平成29年4～6月期以来続いていた「横這い」や「後退」から1年6ヶ月ぶりに改善（前期比6.3ポイント）を示したものの、次期（平成31年1～3月期）の見通しについては4.5ポイントの後退を予想しており、「人手不足」や「売上げの停滞・減少」といった経営課題の解消が進んでいないことによる、先行きに対する不透明感を反映しているものと思われます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気は全体として緩やかな長期回復基調にあり、企業倒産も減少傾向にある一方で、深刻化する人手不足を背景とした人件費の上昇や売上げの伸び悩みなど様々な経営課題を抱える中小企業にとって経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、中小企業にとって経営者の高齢化に伴う事業承継の実現は極めて重要な経営課題であり、地域経済の担い手である中小企業が休廃業や解散といった事態に陥らないよう、様々な支援が望まれます。

2 業務運営方針

当協会は中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、信用保証制度がより有効に中小企業の発展を支えるものとなるよう引続き金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援及び再生支援を通じて、地域経済の発展に貢献するため、平成31年度の業務運営方針を次のとおり決めました。

- (1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進
 中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協力し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。
- (2) 経営支援に関する取組みの推進
 中小企業が経営改善、事業再生、事業承継など経営課題の解決に取り組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。
- (3) 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進
 市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関などとの連携・協力を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。
- (4) 回収の最大化に向けた取組みの強化
 求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。
- (5) 利用者から、より信頼される態勢づくり
 信用保証協会が公的な中小企業支援機関として、中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、利便性や職員の能力向上を推進します。

3 平成31年度の業務計画数値

項 目	金 額
保 証 承 諾	4 5, 0 0 0 百万円
保 証 債 務 残 高	1 2 3, 7 2 3 百万円
代 位 弁 済	1, 9 0 0 百万円
実 際 回 収	6 0 0 百万円

平成30年度の実績

1 事業方針

平成30年度の日本経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の影響に留意する必要がありましたが、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されていました。

一方、中小企業においては、景気回復の長期化に伴い、その効果が波及し始めているものの、新規開業の停滞や生産性の伸び悩みに加えて経営者の高齢化や人手不足の深刻化といった課題が存在するなど、経営環境は依然として厳しい状況にありました。

そうした状況の中、信用補完制度は平成30年4月1日に、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、その経営改善・生産性向上を一層進めるため見直しが行われました。

こうしたことから、当協会は質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組む等、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、次のとおり平成30年度の事業計画を策定いたしました。

(1) 保証承諾額	47,000百万円
(2) 保証債務残高	131,646百万円
(3) 代位弁済額（元利）	1,900百万円
(4) 実際回収	700百万円

2 経済金融情勢

平成30年度の日本経済は、緩やかな長期的回復基調にある一方、深刻化する人手不足を背景とした人件費の上昇や売上げの伸び悩みなど中小企業においては様々な経営課題が存在し、経営環境は依然として厳しい状況にありました。

こうした状況の下、信用補完制度が真に中小企業の発展を支えるものとなるよう環境変化に対応した取組みを行うため、当協会は金融機関等と連携し、金融支援及びその他様々な経営支援に取り組む、質の高い信用保証サービスを提供してまいりました。

3 業績

全体実績

①保証状況

平成 30 年度の保証承諾は、2,985 件 41,882 百万円で前年度実績 3,107 件 43,526 百万円に比べて、件数で 122 件、金額で 1,644 百万円それぞれ減少しました。また、1 件あたりの保証承諾金額は 14,031 千円となり、前年度実績 14,009 千円に比べて、22 千円増加しました。なお、平均保証期間は 65.5 ヶ月で、前年度実績 67.6 ヶ月に比べて 2.1 ヶ月短期化しました。

② 保証債務残高状況

平成 30 年度の保証債務残高は、13,124 件 126,213 百万円で前年度実績 13,982 件 135,991 百万円に比べて、件数で 858 件、金額で 9,778 百万円それぞれ減少しました。

③ 代位弁済状況

平成 30 年度の代位弁済は、185 件 1,909 百万円で前年度実績 157 件 1,814 百万円に比べて、件数で 28 件、金額で 95 百万円それぞれ増加しました。

④ 回収状況

平成 30 年度の回収は 398 百万円で前年度実績 660 百万円に比べて、262 百万円減少しました。

なお、期末求償権残高は 438 件 1,135 百万円で前年度期末求償権残高 431 件 904 百万円に比べて、件数で 7 件、金額で 231 百万円それぞれ増加しました。

4 事業の展望

日本経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続くことが期待されます。一方、人件費の上昇や売上げの伸び悩み、経営者の高齢化に伴う事業承継の実現に向けた経営課題が存在するなど、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、当協会は中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した経営支援、期中支援及び再生支援といった中小企業の経営課題に応じた取組みを行ってまいります。

当協会では、経営計画やコンプライアンスへの取組み等について客観的な評価を受けるため、弁護士や税理士等の第三者により構成される「外部評価委員会」を平成 18 年度に設置しています。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

平成30年度の主な取組み

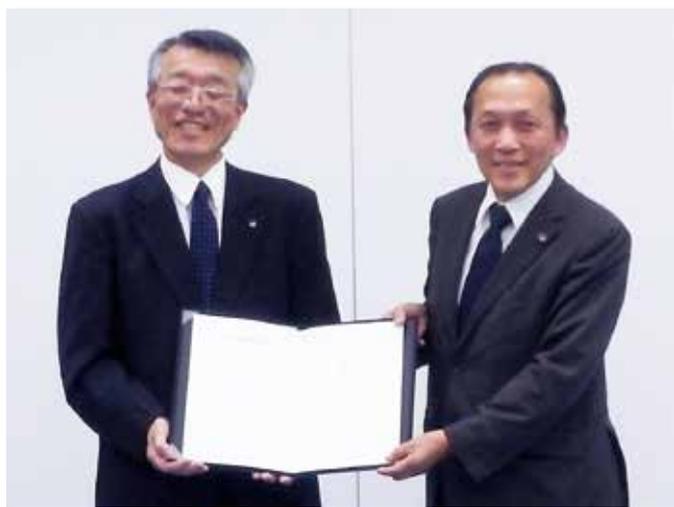
創立70年を迎えました

川崎市信用保証協会は平成30年10月1日をもちまして創立70年を迎えました。これを記念して、当協会の保証債務残高がある川崎市内の金融機関営業店に感謝状及び記念品を贈呈しました。また、更なる成長を遂げるために大口かつ長期の事業資金を必要としている中小企業向けの、発展サポート保証について、最大0.2%の信用保証料率引下げを行いました。

日本公認会計士協会神奈川県会と覚書を締結しました

平成30年10月16日に、日本公認会計士協会の「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度」を活用し、様々な経営課題を抱える中小企業の支援を強化するため日本公認会計士協会神奈川県会と覚書を締結しました。

この覚書締結により、中小企業の支援ニーズに応じて公認会計士を紹介することが可能となり、これまで以上に幅広い中小企業の経営支援に取り組むことができるようになりました。



創業支援の取組み

創業支援の取組みとして、関係機関と連携して開催した創業セミナーや創業関係フォーラムで当協会の創業支援メニューを説明しました。また、川崎市内で創業を希望される方の相談に対応するため、平成30年5月15日に川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して「起業家向け無料相談窓口」を創設し、平成30年度は12件の相談を受けました。

平成30年 9月21日 「女性起業家セミナー」

平成30年10月20日 「2018年度 創業「いろは」セミナー」

平成30年11月21日、平成31年2月20日

「はじめてWEB 女性のためのホームページ作成実践講座」

平成31年 2月 9日 「フォローアップ女性起業家交流会

～創業後にぶつかる壁、どう打開する？～

事業承継セミナーの開催

平成30年7月4日と11月16日に、神奈川県よろず支援拠点、公益財団法人川崎市産業振興財団と共催で、「事業承継のキホンのキ」セミナーを開催しました。中小企業診断士や税理士の資格を有する神奈川県よろず支援拠点所属のコーディネーターから、事業承継の全体像や事業承継の際に何を行うべきかといった「事業承継のキホン」について説明がありました。



「かながわ企業支援ネットワーク会議」の開催

中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援について、地域金融を支える関係機関の連携を緊密にするため、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、神奈川県中小企業再生支援協議会と共同で開催しました。

平成30年7月19日 「第13回かながわ企業支援ネットワーク会議」

平成31年1月25日 「第14回かながわ企業支援ネットワーク会議」



2018 “よい仕事おこし” フェア出展

平成30年9月19日、20日の二日間にわたり、信用金庫による地方創生をテーマに、全国194信用金庫による「2018 “よい仕事おこし” フェア」が、東京国際フォーラムで開催されました。

会場では、日本全国の企業・団体のブース展示や商談のほか、「復興支援」や「地方創生」に関連したステージイベントや観光PR、パネル展示等が行われ、当協会は各種保証制度を紹介しました。

国際環境技術展2019出展

平成30年2月7日、8日の二日間にわたり、「川崎国際環境技術展2019」が川崎市川崎区のカルッツかわさきで開催されました。

当日は、ビジネスマッチングの場として商談が行われるなど活況を呈しており、当協会も環境対策資金をはじめとした各種保証制度等を紹介しました。



公益財団法人川崎市産業振興財団との情報交換会

平成30年11月9日に川崎市産業振興財団との勉強会を開催しました。

川崎市産業振興財団は、中小企業の新事業展開や育成支援をはじめ、企業交流のサポート、技術、経営情報の提供など地域経済の活性化を目的に様々な取り組みをしています。

財団からワンデイ・コンサルティングの事業説明及び活用事例をご紹介いただき、当協会からは経営支援体制や経営支援における課題等を説明し、中小企業の経営支援について情報交換をしました。



「中小企業金融情報交換会議」の開催

この会議は平成18年12月に第1回を開催して以来、関係機関の皆様にご協力いただきながら、半期毎に開催して参りました。

平成30年度は、4月20日と11月13日に第23回、24回の会議を開催し、各機関の事業実績報告と平成30年度の事業計画についての説明や、地域金融と中小企業支援についての活発な意見交換を行いました。

(参加機関：川崎商工会議所、川崎信用金庫、株式会社日本政策金融公庫川崎支店、株式会社商工組合中央金庫川崎支店、川崎市経済労働局金融課、川崎市経済労働局工業振興課、公益財団法人川崎市産業振興財団、株式会社ケイエスピー、川崎市信用保証協会)



保証事務説明会の開催

平成30年度の保証事務説明会は15回を数え、説明会では、保証申込、期中管理、代位弁済に係る留意点等についてご説明し、金融機関の皆様にも、利用手続きについて理解を深めていただくとともに、中小企業を支援するための金融機関と当協会の連携について意見交換を行いました。



神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会

本協議会は、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会が、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会と緊密な連携を図り、暴力団等による不当な行為、要求、介入等を防止かつ排除し、信用保証業務の健全な運営を確保することを目的としています。

平成30年度は6月19日に総会を開催し、3信用保証協会の他、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び関係警察署の方々にもご出席いただき、最近の暴力団情勢等についてご講演いただきました。

また、平成30年12月20日には、暴力団等反社会的勢力の実態、動向を把握し、信用保証協会の健全な業務運営を図るための、情報交換会を開催しました。

外部評価委員会開催

外部評価委員会は、協会の経営計画やコンプライアンスへの取組み等について客観的な評価を受けるため平成18年9月に設置したもので、第三者である弁護士、税理士等学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

平成30年度は、6月14日に平成29年度の経営計画等に関する評価のための会議を、11月28日には平成30年度経営計画の進捗等に関する中間報告のための会議をそれぞれ開催しました。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください

利便性向上への取組

平成30年度は、中小企業の多様な資金調達ニーズに対応するために発展サポートmini保証制度及びコラボmini保証制度等を創設し、短期継続保証制度、川崎市中小企業融資制度である設備強化支援資金やアーリーステージ対応資金等の保証料の割引を行いました。

こうした取組みをより多くの方に知っていただくため、信用保証制度に関するチラシや中小企業者向けのリーフレットを配布しています。

■チラシ



■リーフレット



平成30年度に創設した主な保証制度

危機関連保証制度

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して事業継続や経営の安定を図ることを目的として創設しました。

利用できる方	経営の安定に支障が生じていることについて中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	普通保険に係る保証 2億円（組合等4億円） 無担保保険に係る保証 8,000万円 特別小口保険に係る保証 2,000万円
対象資金	経営の安定に必要な事業資金
保証期間	10年（据置期間2年以内を含む。）以内
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
返済方法	原則として、均等分割返済
保証料率	0.80%
貸付利率	金融機関所定利率
担保・連帯保証人	(1) 担保 原則として、徴求しません。 (2) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
その他	協会所定の申込資料のほか、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書が必要です。 完済までモニタリングを行い、半年に一度、協会に対して報告が必要です。

発展サポートmini保証制度

更なる成長を遂げるために事業資金を必要としている中小企業に、広く資金調達機会を提供するとともに、業況等に応じて一括返済も可能とすることで、中小企業の発展と経営安定に資することを目的として創設しました。

利用できる方	川崎市内に本店又は事業所を有している法人で、次の(1)～(4)の全てに該当するもの。 (1) 3年以上同一事業を継続していること。 (2) 1期を12ヶ月とする決算書(確定申告書)を、直近3期分提出できること。 (3) 保証申込時点で取扱金融機関と1年以上のプロパー与信取引があること。 (4) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること。
保証限度額	5,000万円
対象資金	運転資金及び設備資金
借換	本保証による既保証付融資の借換は可能。
保証期間	10年以内
貸付形式	証書貸付 ただし、融資期間が1年以内の場合に限り手形貸付とすることができます。
返済方法	分割返済又は一括返済
保証料率	0.350%～1.250%(平成31年3月31日保証申込受付分まで) 一律0.1%を引下げ、会計参与設置会社又は当協会の利用がない中小企業は更に0.1%を引下げ、最大で0.2%引下げます。 ※担保割引は行いません。
貸付利率	金融機関所定利率
担保・連帯保証人	(1) 担保 原則として、徴求しません。 (2) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。

コラボmini保証制度

取扱金融機関と協調し、中小企業の借入枠を実質的に増加させることで円滑な資金調達を実現するとともに、取扱金融機関と連携して適切な期中支援を実施していくことにより、中小企業の更なる発展に資することを目的として創設しました。

利用できる方	川崎市内に本店又は事業所を有し、次の(1)～(4)の全てに該当する法人であること。 (1) 3期以上、適法に決算申告を行っていること。 (2) 取扱金融機関と1年以上の与信取引の実績があること。 (3) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること。 (4) 取扱金融機関が今後も積極的に支援していく方針であること。
保証限度額	8,000万円 ※ただし、他協会及び関連企業の一般保証(無担保保険及び普通保険)にかかる無担保残高を含めます。また、取扱金融機関が保証付融資額の6割以上のプロパー融資を同時実行することが必要です。
対象資金	運転資金及び設備資金
借換	本保証による既保証付融資の借換は可能。
保証期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内(運転、設備ともに据置期間1年以内含む)
貸付形式	証書貸付 ただし、融資期間が1年以内の場合に限り手形貸付とすることができます。
返済方法	均等分割返済又は元利均等返済 ただし、融資期間が1年以内の場合に限り一括返済とすることができます。
保証料率	0.45%～1.350%
貸付利率	金融機関所定利率
担保・連帯保証人	(1) 担保 原則として、徴求しません。 (2) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保証付融資が完済となるまでの間、決算期が到来する毎に現況報告書及び決算書の提出が必要です。 責任共有制度の対象です。 融資期間、返済方法、貸付形式及び連帯保証人は保証付融資と同時実行するプロパー融資と同条件とします。 融資実行後の約定返済以外の返済については、本制度にかかる保証付融資と同時実行するプロパー融資と同等に扱うことが必要です。

経営支援の取組み

中小企業の創業、生産性向上、経営改善、事業承継など、様々な経営課題の解決を支援するため、訪問支援による状況確認や施策の紹介等の情報提供を行い、希望される中小企業の方には当協会による専門家派遣を実施し、課題解決に向けたより具体的な支援を行いました。

平成30年度は訪問支援552回、専門家派遣74者の実績となりました。

次に実際の支援事例を紹介します。

【企業概要】

業種：スポーツ・アウトドア用品卸売業 資本金：1,000千円

平成22年10月に個人事業として創業しました。平成24年12月に法人を設立し、現在に至ります。事例企業は、東欧アウトドア製品を輸入し、セレクトショップに卸しています。

【支援に至った経緯】

市況低迷の影響を受けて主力商品の販売が減少し、資金繰りに苦慮している状況でした。そのような状況の中、当協会から専門家派遣による経営診断や経営改善計画策定支援を提案したところ、経営全般についてアドバイスを受けたいとの希望があり、支援に至りました。



【支援の内容】

平成29年7月11日から協会の専門家派遣事業による経営診断（全5回）及び、平成29年10月5日から経営改善計画策定支援（全5回）行いました。また平成29年12月19日に経営サポート会議を行い、平成30年7月10日にフォローアップ診断を行いました。

【支援の効果】

取引実績を基に重点顧客への営業活動に注力したことやWEB販売の改善を行ったことで、当初の計画以上に売上を確保することができました。また、売上が伸長したことで事業基盤が整ったこと及び売掛金や買掛金の回転期間を意識したことにより資金繰りの安定に繋がりました。さらには、手作業で行っていた経理業務に、経理ソフトを活用したことで社内業務の効率化が図れました。



【事業者の声】

経営診断から計画策定まで分かり易く親身に対応していただき資金繰りへの意識改善が図れたこと、その後のフォローアップ診断も受けられて満足しています。

経営支援についてのご希望、ご相談等ありましたら経営支援推進課までお問い合わせください。

電話番号 044-211-0504



業務状況の推移

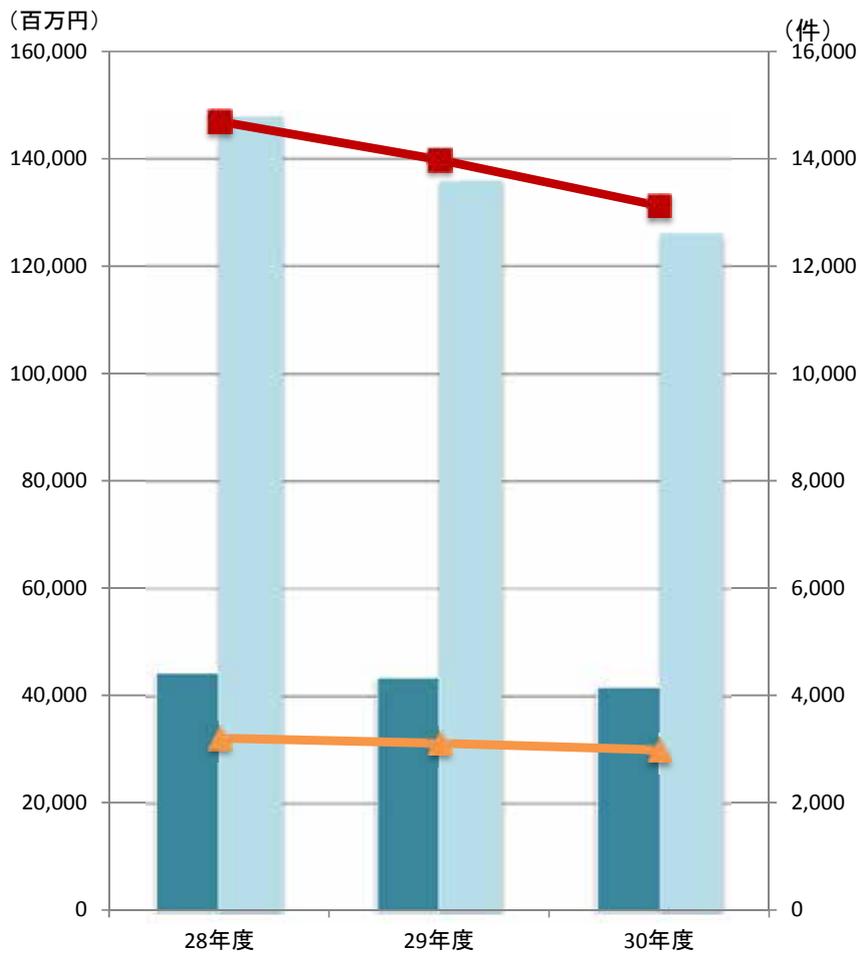
保証承諾の推移

保証債務残高の推移

(単位:千円)

	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
28年度	3,205	44,410,983	80.5	14,699	147,963,213	90.8
29年度	3,107	43,526,345	98.0	13,982	135,990,532	91.9
30年度	2,985	41,882,170	96.2	13,124	126,212,805	92.8

■ 保証承諾 金額
 ■ 保証債務残高 金額
 —▲— 保証承諾 件数
 —■— 保証債務残高 件数

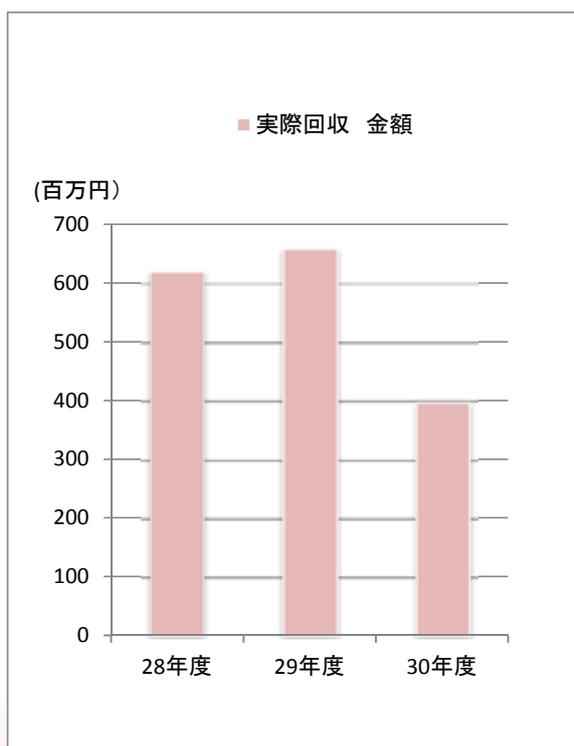
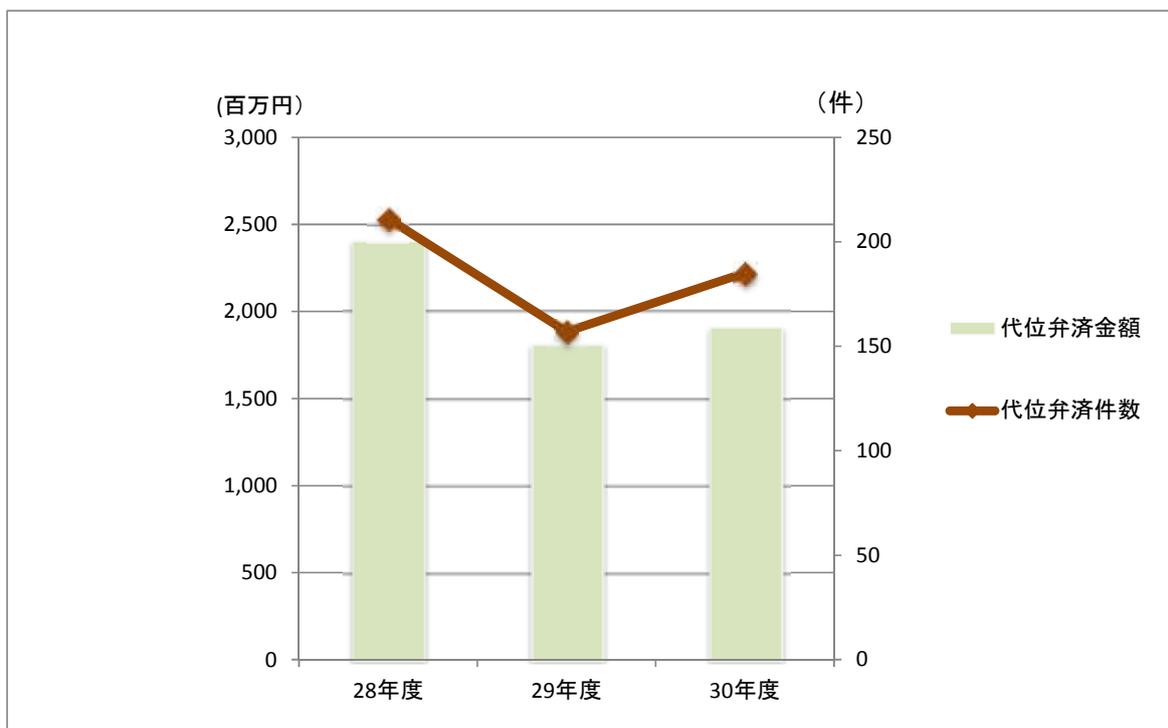


代位弁済の推移

回収の推移

(単位:千円)

	代位弁済			実際回収	実際求償権残高	
	件数	金額	前年比	金額	件数	金額
28年度	211	2,406,772	84.5	621,363	7,221	61,525,787
29年度	157	1,814,119	75.4	659,635	6,989	59,814,874
30年度	185	1,908,760	105.2	398,451	7,060	60,673,528



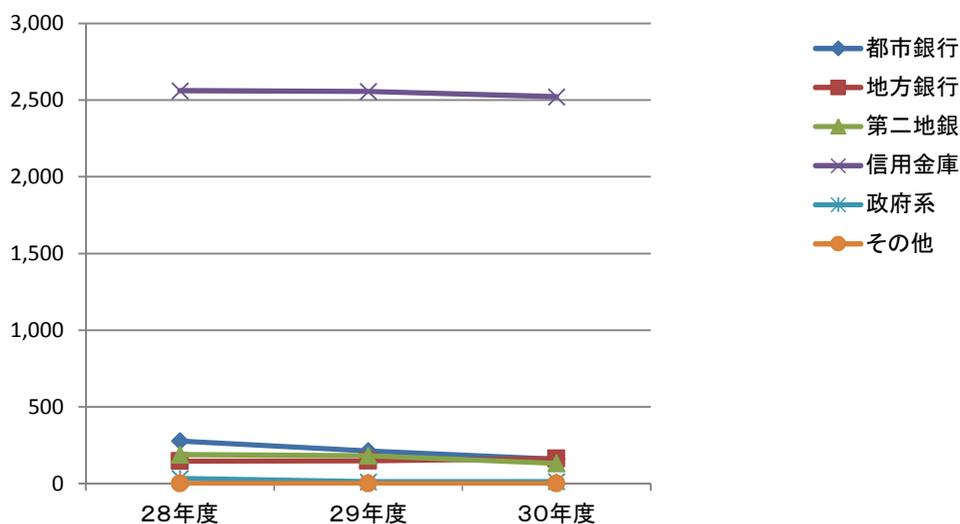
金融機関群別保証承諾の推移

(単位:千円)

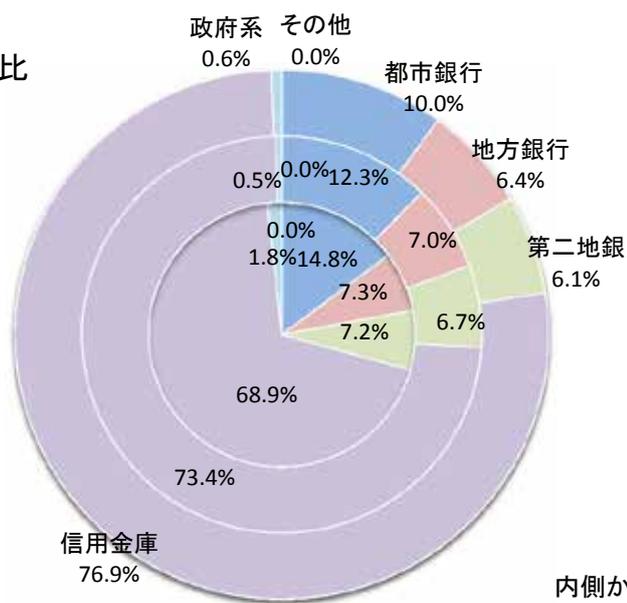
	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	277	6,557,143	213	5,374,050	157	4,171,650
地方銀行	145	3,250,878	147	3,043,095	162	2,697,845
第二地銀	188	3,214,300	180	2,927,850	131	2,543,150
信用金庫	2,562	30,611,462	2,556	31,962,950	2,522	32,197,525
政府系	33	777,200	11	218,400	13	272,000
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3,205	44,410,983	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170

保証承諾件数

(件)



保証承諾金額構成比



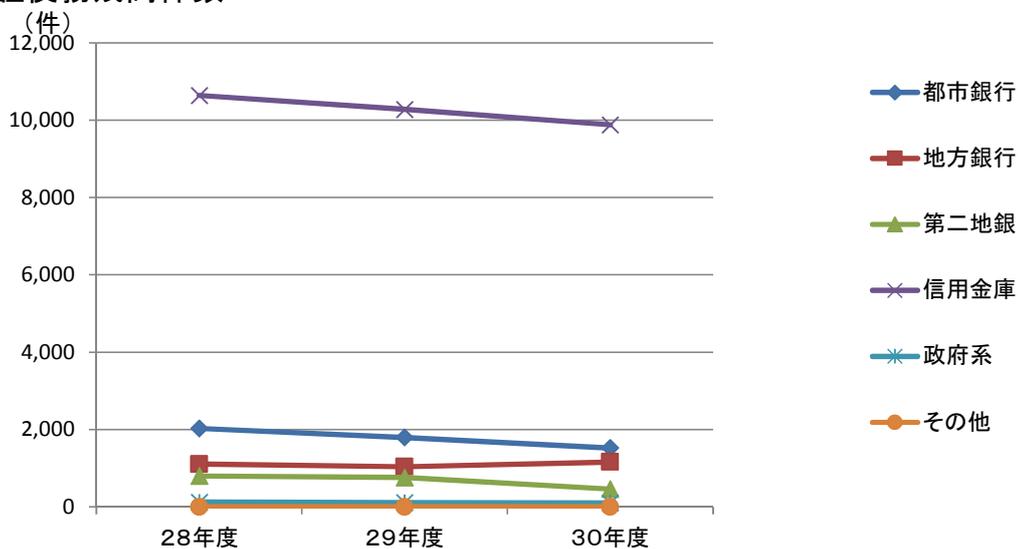
内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

金融機関群別保証債務残高の推移

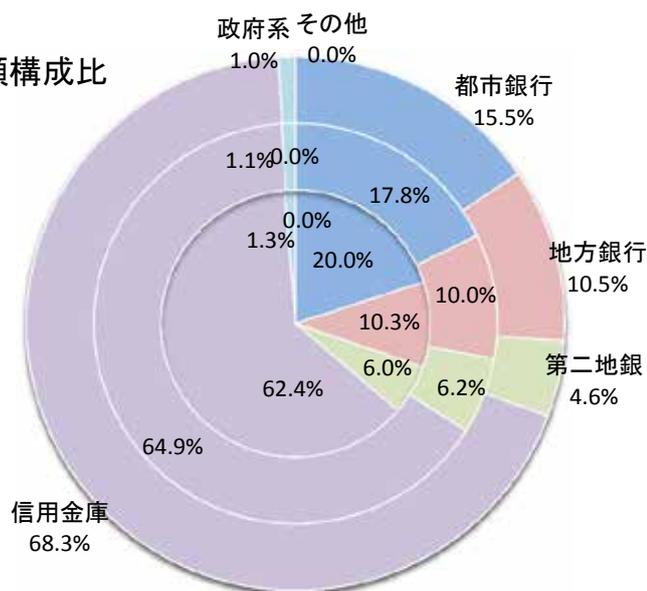
(単位：千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	2,028	29,545,539	1,796	24,172,873	1,522	19,551,218
地方銀行	1,108	15,282,750	1,039	13,638,047	1,159	13,293,618
第二地銀	797	8,852,816	757	8,383,478	459	5,836,019
信用金庫	10,641	92,307,668	10,278	88,249,422	9,881	86,214,446
政府系	124	1,974,038	111	1,546,404	102	1,317,289
その他	1	402	1	310	1	217
合計	14,699	147,963,213	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



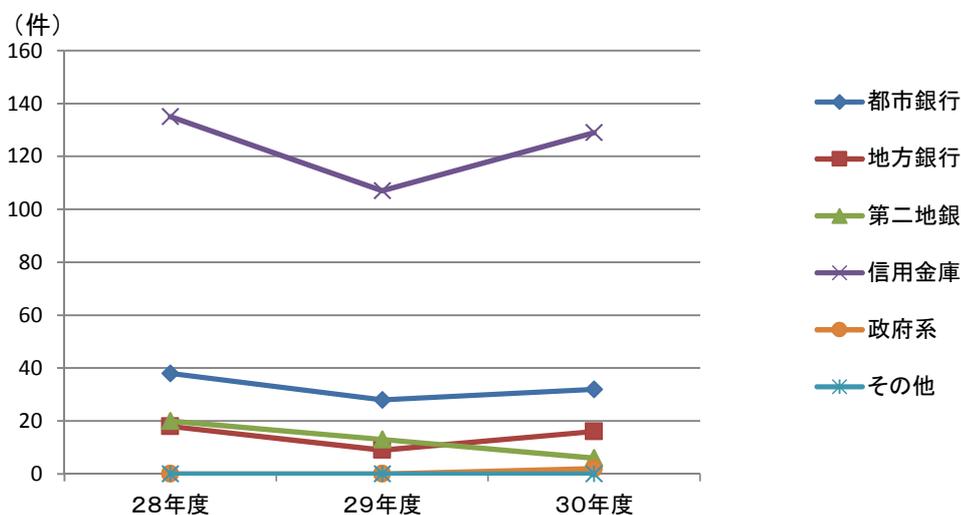
内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

金融機関群別代位弁済の推移

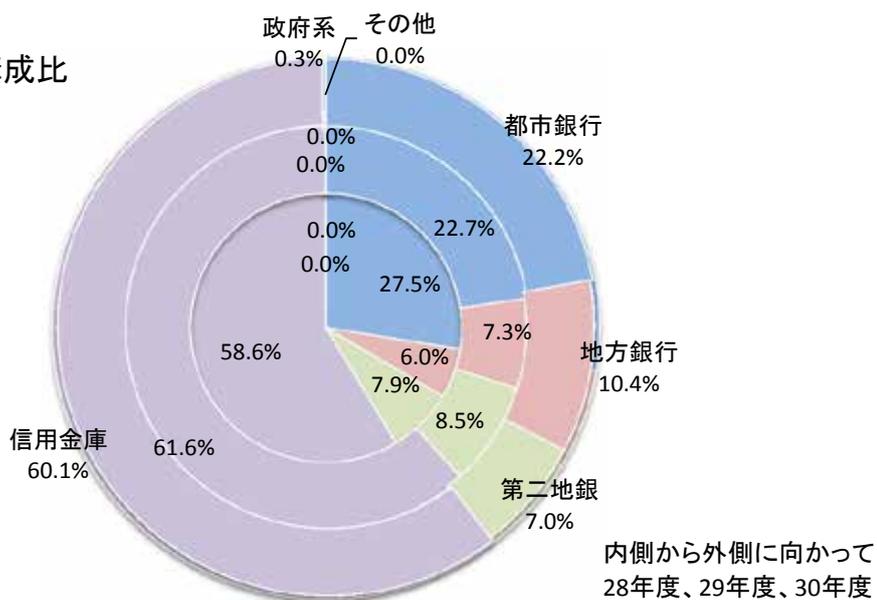
(単位:千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	38	662,683	28	411,147	32	423,559
地方銀行	18	143,450	9	131,909	16	199,354
第二地銀	20	189,215	13	153,375	6	133,793
信用金庫	135	1,411,424	107	1,117,688	129	1,147,029
政府系	0	0	0	0	2	5,025
その他	0	0	0	0	0	0
合計	211	2,406,772	157	1,814,119	185	1,908,760

代位弁済件数



代位弁済金額構成比

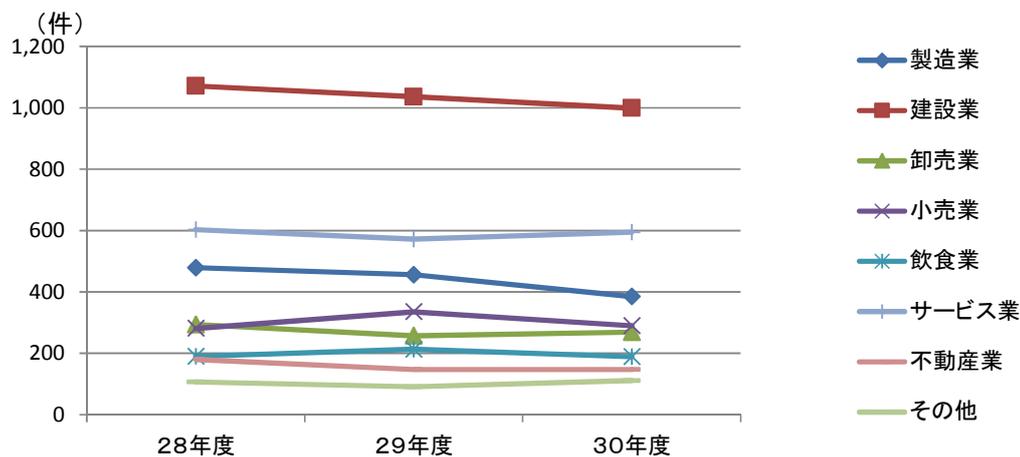


業種別保証承諾の推移

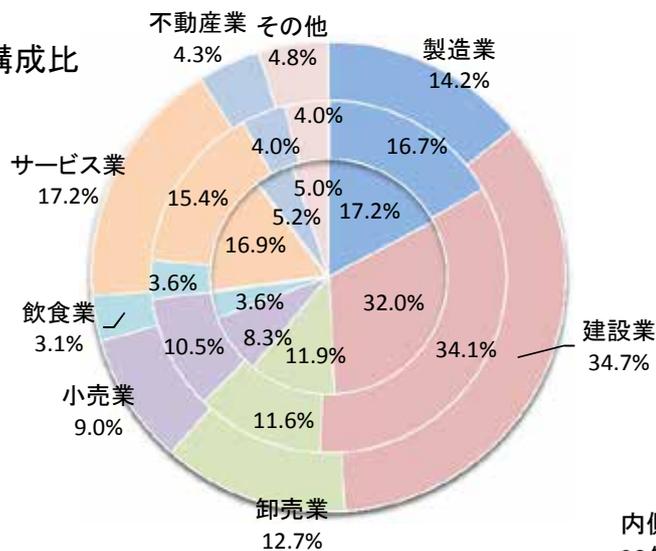
(単位:千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	479	7,635,242	456	7,269,354	385	5,934,109
建設業	1,071	14,203,470	1,036	14,843,790	999	14,537,660
卸売業	294	5,263,600	257	5,053,500	269	5,310,759
小売業	281	3,679,397	335	4,583,691	290	3,770,558
飲食業	190	1,584,400	213	1,565,980	189	1,306,954
サービス業	603	7,489,530	572	6,724,530	595	7,215,940
不動産業	180	2,313,297	147	1,741,180	147	1,806,370
その他	107	2,242,047	91	1,744,320	111	1,999,820
合計	3,205	44,410,983	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



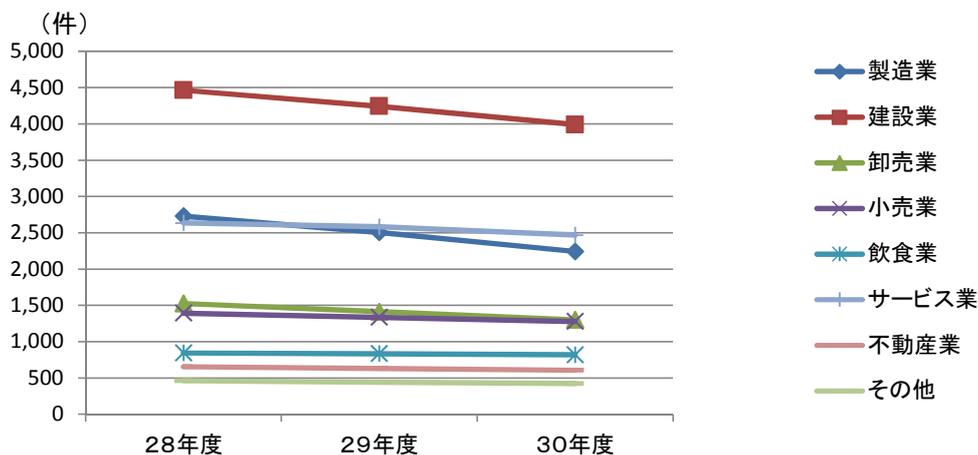
内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

業種別保証債務残高の推移

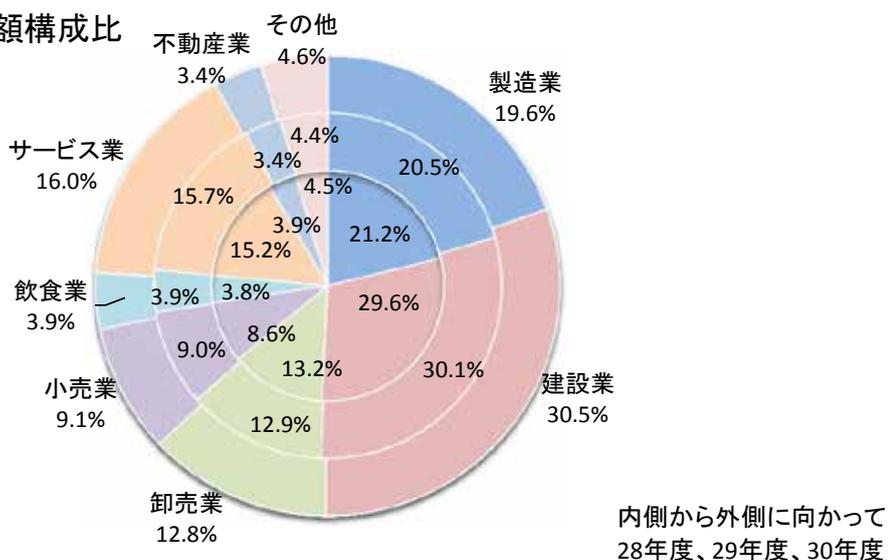
(単位:千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,729	31,321,794	2,506	27,879,283	2,242	24,747,393
建設業	4,464	43,832,773	4,244	40,925,821	3,990	38,528,245
卸売業	1,524	19,532,780	1,411	17,593,855	1,301	16,135,172
小売業	1,391	12,775,704	1,335	12,236,557	1,277	11,444,833
飲食業	842	5,671,003	834	5,371,416	818	4,932,969
サービス業	2,635	22,436,337	2,583	21,376,683	2,468	20,249,030
不動産業	653	5,735,939	630	4,625,376	606	4,327,803
その他	461	6,656,881	439	5,981,542	422	5,847,360
合計	14,699	147,963,213	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



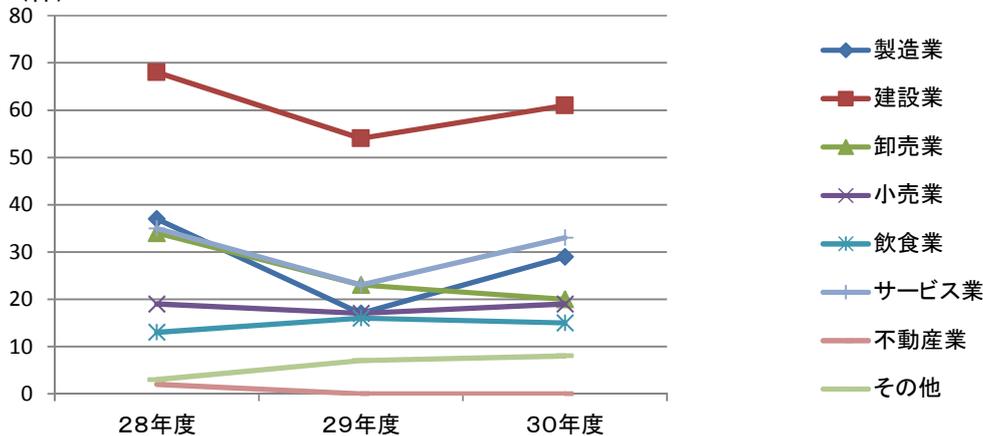
業種別代位弁済の推移

(単位:千円)

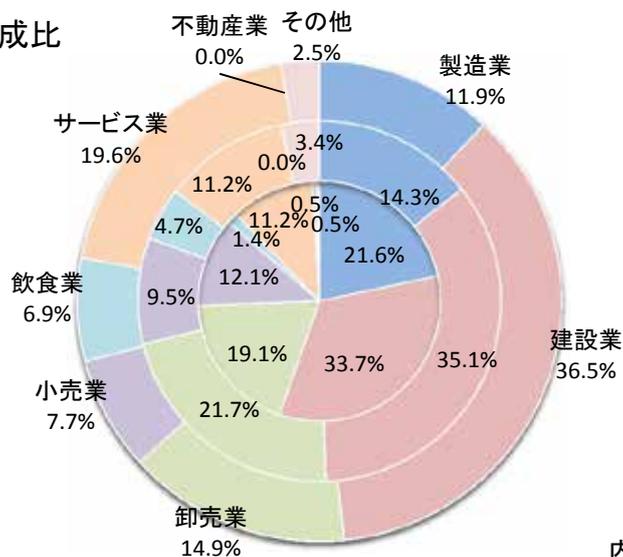
	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	37	520,251	17	260,046	29	226,535
建設業	68	811,527	54	636,967	61	696,738
卸売業	34	458,696	23	393,908	20	285,115
小売業	19	290,167	17	173,091	19	146,331
飲食業	13	33,987	16	85,870	15	131,921
サービス業	35	269,376	23	203,077	33	374,141
不動産業	2	11,276	0	0	0	0
その他	3	11,493	7	61,159	8	47,979
合計	211	2,406,772	157	1,814,119	185	1,908,760

代位弁済件数

(件)



代位弁済金額構成比



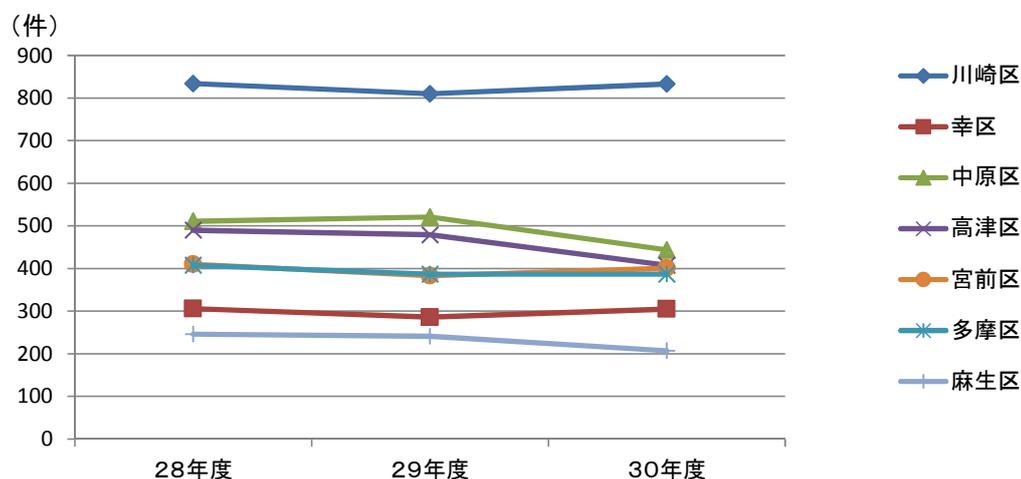
内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

地区別保証承諾の推移

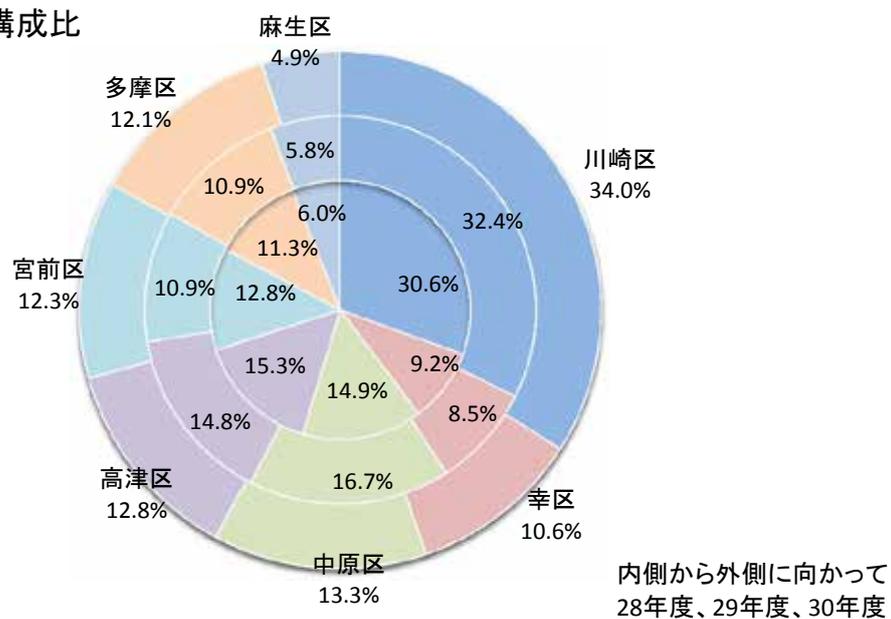
(単位:千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	834	13,581,146	810	14,083,423	833	14,247,964
幸区	306	4,083,107	286	3,708,520	305	4,448,070
中原区	511	6,599,265	521	7,271,930	444	5,571,791
高津区	490	6,812,169	479	6,422,712	408	5,363,190
宮前区	410	5,677,930	383	4,757,170	401	5,150,427
多摩区	408	5,000,046	387	4,756,350	387	5,059,658
麻生区	246	2,657,320	241	2,526,240	207	2,041,070
合計	3,205	44,410,983	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



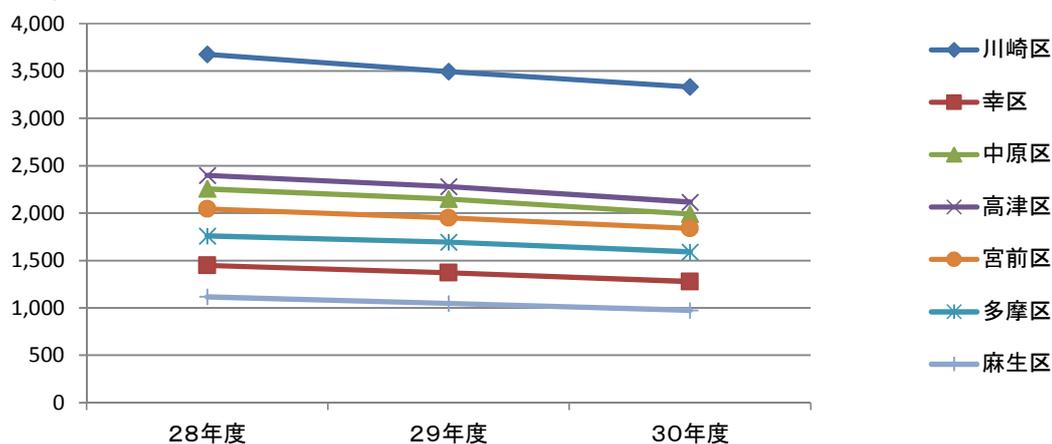
地区別保証債務残高の推移

(単位:千円)

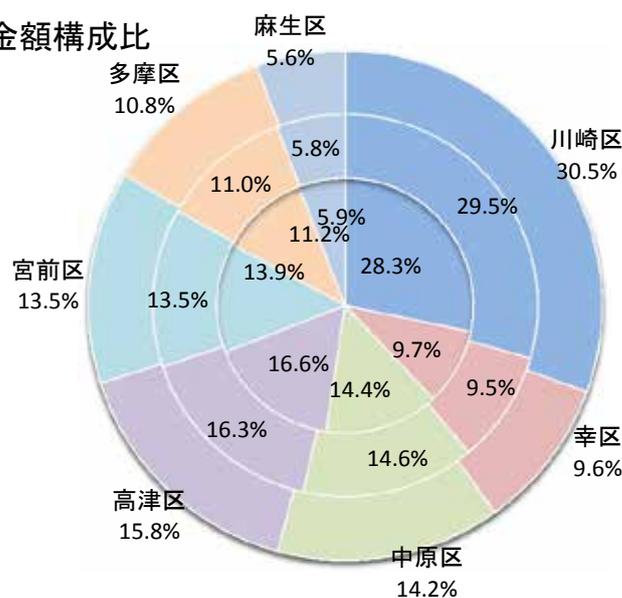
	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	3,675	41,874,311	3,493	40,062,781	3,332	38,481,015
幸区	1,449	14,370,130	1,370	12,881,188	1,278	12,100,544
中原区	2,256	21,313,099	2,148	19,836,005	1,991	17,887,762
高津区	2,398	24,635,490	2,280	22,118,206	2,117	19,963,047
宮前区	2,044	20,515,330	1,949	18,325,155	1,840	17,041,691
多摩区	1,760	16,533,636	1,695	14,921,174	1,591	13,679,157
麻生区	1,117	8,721,217	1,047	7,846,024	975	7,059,590
合計	14,699	147,963,213	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805

保証債務残高件数

(件)



保証債務残高金額構成比



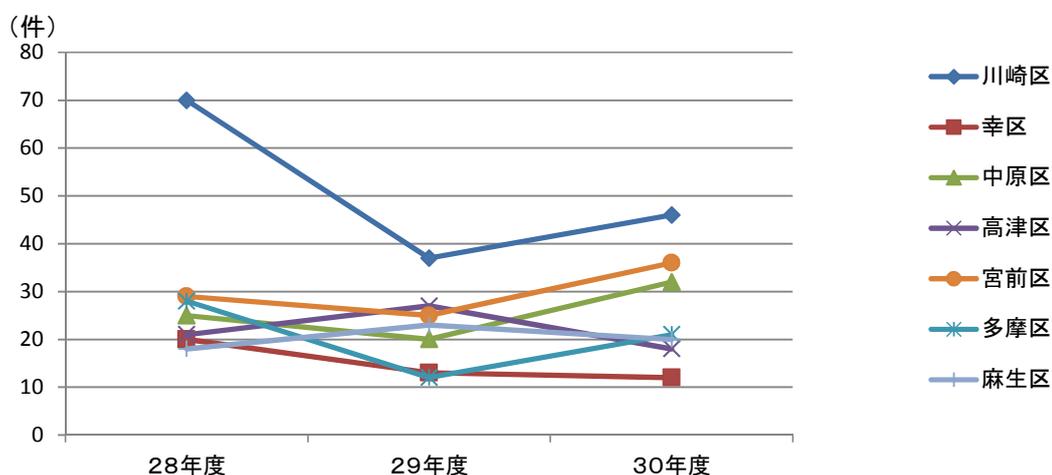
内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

地区別代位弁済の推移

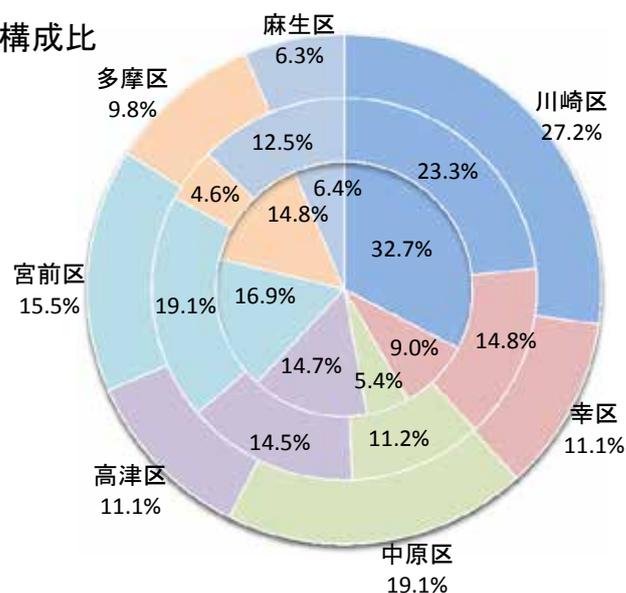
(単位:千円)

	28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	70	786,366	37	421,972	46	519,230
幸区	20	217,375	13	268,856	12	211,430
中原区	25	131,011	20	203,891	32	364,447
高津区	21	354,126	27	262,655	18	212,124
宮前区	29	407,661	25	346,906	36	294,964
多摩区	28	356,858	12	83,214	21	186,293
麻生区	18	153,375	23	226,624	20	120,271
合計	211	2,406,772	157	1,814,119	185	1,908,760

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



内側から外側に向かって
28年度、29年度、30年度

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。



平成30年度決算

収支計算書

〔平成30年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	1,833,345,297
保 証 料	1,361,447,685
預 け 金 利 息	133,736
有価証券利息配当金	183,158,388
調 査 料	0
延滞保証料	0
損 害 金	13,566,214
事 務 補 助 金	58,119,300
責任共有負担金	211,931,000
雑 収 入	4,988,974
経 常 支 出	1,299,601,471
業 務 費	526,397,111
役 職 員 給 与	242,078,869
退職給与引当金繰入	2,731,900
その 他 人 件 費	59,771,571
旅 費	1,219,270
事 務 費	111,996,457
賃 借 料	17,790,736
動産・不動産償却	19,784,810
信用調査費	3,180,735
債 権 管 理 費	50,920,927
指 導 普 及 費	7,448,956
負 担 金	9,472,880
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	705,273,679
責任共有負担金納付金	61,091,179
雑 支 出	6,839,502
経 常 収 支 差 額	533,743,826
経 常 外 収 入	2,843,170,726
償却求償権回収金	45,108,207
責任準備金戻入	820,927,844
求償権償却準備金戻入	482,421,785
求償権補てん金戻入	1,435,100,833
保 険 金	1,336,712,447
損失補償補てん金	98,388,386
補 助 金	0
そ の 他 収 入	59,612,057
経 常 外 支 出	2,919,468,721
求 償 権 償 却	1,624,860,873
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑 勘 定 償 却	5,731,789
退 職 金	137,700
責任準備金繰入	767,066,931
求償権償却準備金繰入	519,279,754
そ の 他 支 出	2,391,674
経 常 外 収 支 差 額	△ 76,297,995
経常・経常外収支差額	457,445,831
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	457,445,831
収支差額変動準備金繰入額	228,722,915
基 本 財 産 繰 入 額	228,722,916

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	43,164	基 本 財 産	11,918,960,519
現 金	43,164	基 金	3,246,305,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,672,655,519
預 け 金	1,467,738,326	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	29,062,527	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,265,203,333
普 通 預 金	118,792,109	責 任 準 備 金	767,066,931
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	519,279,754
定 期 預 金	1,319,000,000	退 職 給 与 引 当 金	226,371,900
郵 便 貯 金	883,690	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	126,212,805,234
有 価 証 券	16,877,146,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	400,000,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	16,475,146,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	2,381,750	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	2,381,750	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	354,943,247	雑 勘 定	3,557,554,048
事 業 用 不 動 産	322,522,107	仮 受 金	781,799
事 業 用 動 産	31,627,140	保 険 納 付 金	21,508,125
所 有 動 産 ・ 不 動 産	794,000	損 失 補 償 納 付 金	406,127
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	3,503,696,287
保 証 債 務 見 返	126,212,805,234	未 払 保 険 料	860,731
求 償 権	1,134,522,321	未 払 費 用	30,300,979
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	417,661,677		
仮 払 金	8,468,793		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	17,618,864		
連 合 会 勘 定	6,102		
未 収 利 息	46,187,958		
未 経 過 保 険 料	345,379,960		
合 計	146,467,241,719	合 計	146,467,241,719

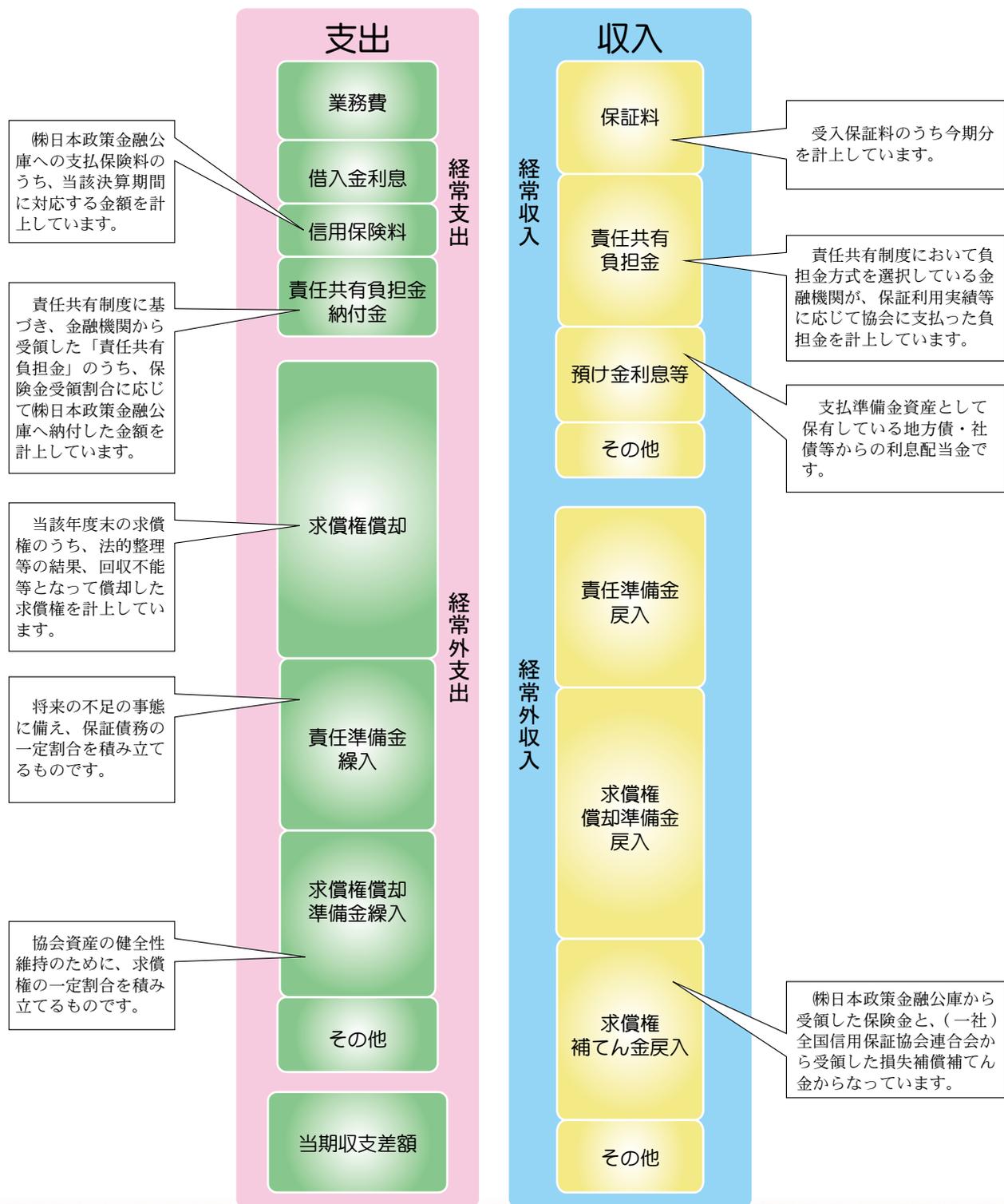
財産目録（平成31年3月31日現在）

（単位：円）

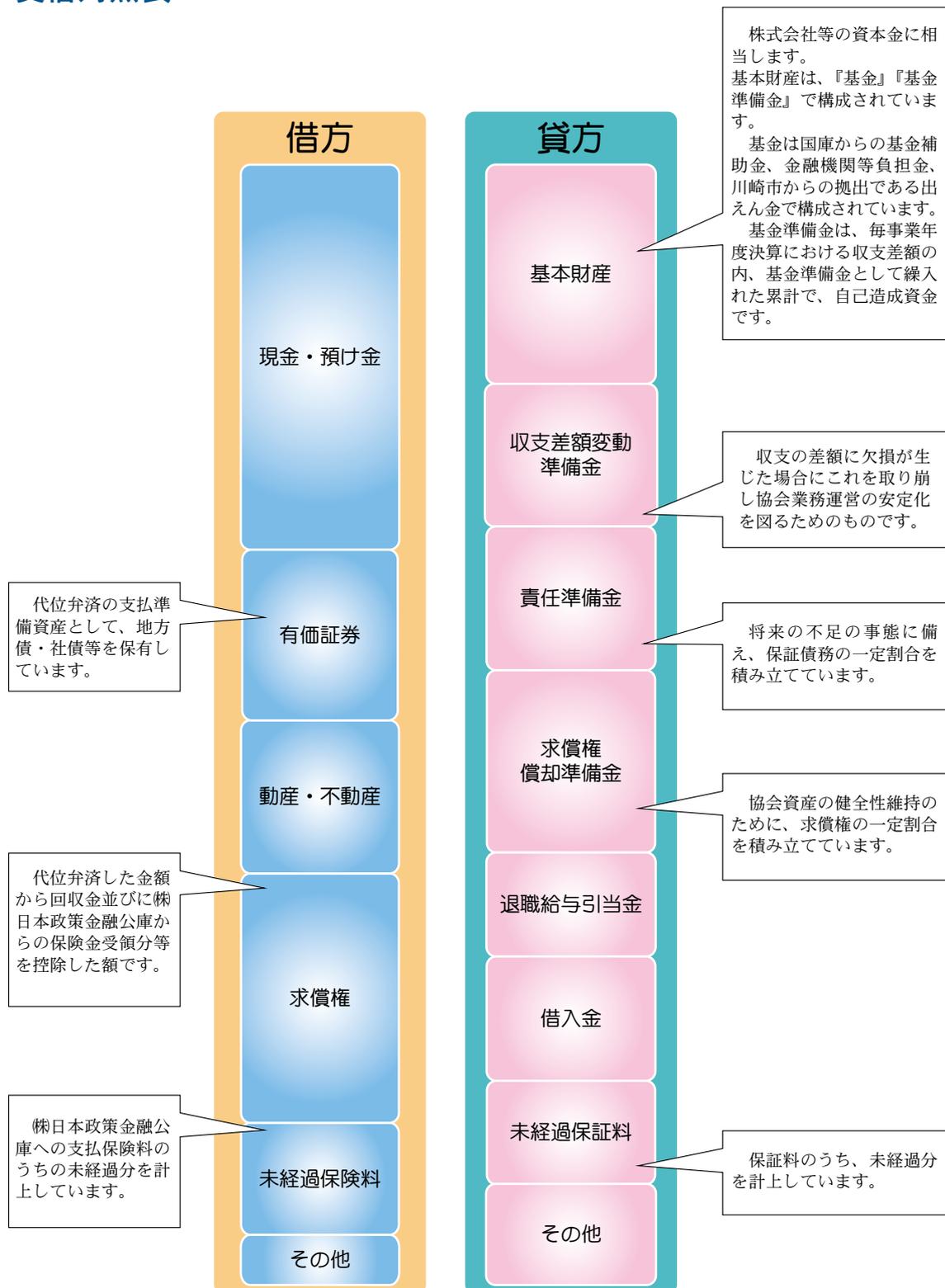
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	43,164	責 任 準 備 金	767,066,931
預 け 金	1,467,738,326	求 償 権 償 却 準 備 金	519,279,754
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	226,371,900
有 価 証 券	16,877,146,000	損 失 補 償 金	0
そ の 他 有 価 証 券	2,381,750	保 証 債 務	126,212,805,234
動 産 ・ 不 動 産	354,943,247	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	126,212,805,234	雑 勘 定	3,557,554,048
求 償 権	1,134,522,321		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	417,661,677		
合 計	146,467,241,719	合 計	131,283,077,867
		正 味 財 産	15,184,163,852

財務諸表の解説

収支計算書



貸借対照表



基本財産について

基本財産は、株式会社等の資本金に相当するものであり、①基金と②基金準備金で構成されています。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は定款により基本財産の50倍と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え公的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。

①基金について

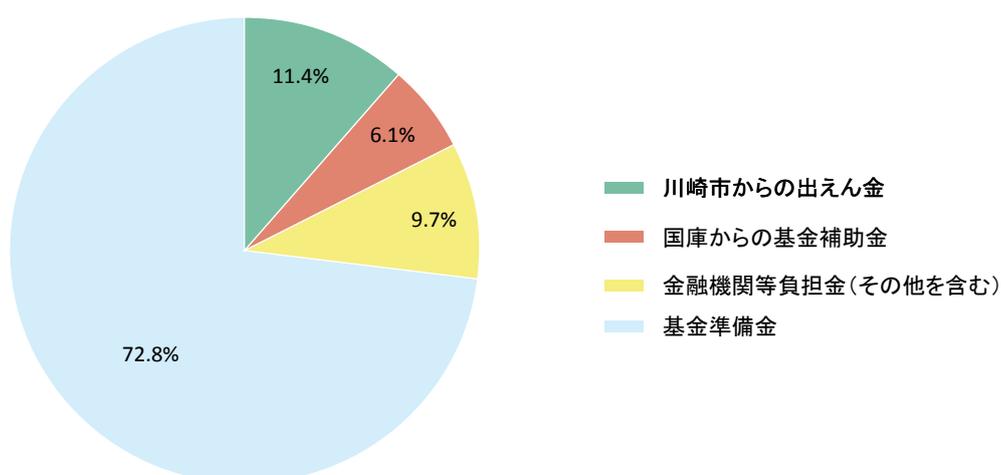
川崎市からの拠出である出えん金、国庫からの基金補助金、金融機関等負担金等で構成されています。

②基金準備金について

決算における収支差額から繰入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

基本財産	11,918,960,519 円
基金	3,246,305,000 円
基金の内訳	
川崎市からの出えん金	1,354,216,000 円
国庫からの基金補助金	734,067,000 円
金融機関等負担金（その他を含む）	1,158,022,000 円
基金準備金	8,672,655,519 円

基本財産の内訳





戦後の荒廃した中、国民生活は著しく厳しい環境下に置かれ、食糧や生活必需品の入手も困難を極めておりました。その中でいち早く活動を開始していたのは、中小企業でした。

当協会は、その中小企業の金融支援を目的として全国で7番目、戦後4番目の信用保証協会として昭和23年9月28日に設立され、10月1日から業務を開始しました。

昭和23年	9月10日	社団法人川崎信用保証協会設立認可
	9月28日	社団法人川崎信用保証協会設立
	10月1日	川崎市役所内において業務開始
昭和25年	6月26日	事務所を川崎商工会議所内に移転
	12月14日	中小企業信用保険法公布 法律第264号
昭和26年	7月27日	財団法人川崎市信用保証協会に組織変更
昭和28年	4月11日	川崎市金融会館落成により事務所を同会館に移転
	8月10日	信用保証協会法公布 法律第196号
昭和29年	10月1日	川崎市信用保証協会に組織変更
昭和42年	10月1日	中原連絡所を横浜銀行武蔵小杉ビル内に開設
昭和45年	4月1日	中原連絡所を川崎市役所中原支所第2庁舎内に移転
昭和50年	8月1日	中原連絡所を田辺ビル内に移転し名称を北連絡所とする
昭和51年	10月18日	北連絡所を川崎市中小企業婦人会館5階に移転
昭和54年	9月20日	北連絡所を北出張所に昇格
昭和61年	10月1日	本所を現在地(川崎区日進町1-66)に移転
昭和62年	10月1日	北出張所を支所に昇格
平成16年	5月6日	北支所をNTT東日本溝の口ビル1階に移転
平成18年	4月1日	「保証料率弾力化」を実施
平成19年	10月1日	「責任共有制度」導入
平成26年	5月7日	電算共同システム「COMMON SYSTEM」へ移行
平成29年	4月1日	総務企画部と企業支援部の2部に組織変更
平成30年	4月1日	信用補完制度の見直し
平成30年	10月1日	創立70年
平成31年	1月15日	北支所を現在地(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)に移転



窓口のご案内

本所

〒210-0024 川崎市川崎区日進町 1-66



- 総務企画課 TEL044-211-0503
- 経営支援推進課 TEL044-211-0504
- 企業支援課 TEL044-211-0501
- 管理推進課 TEL044-211-0502

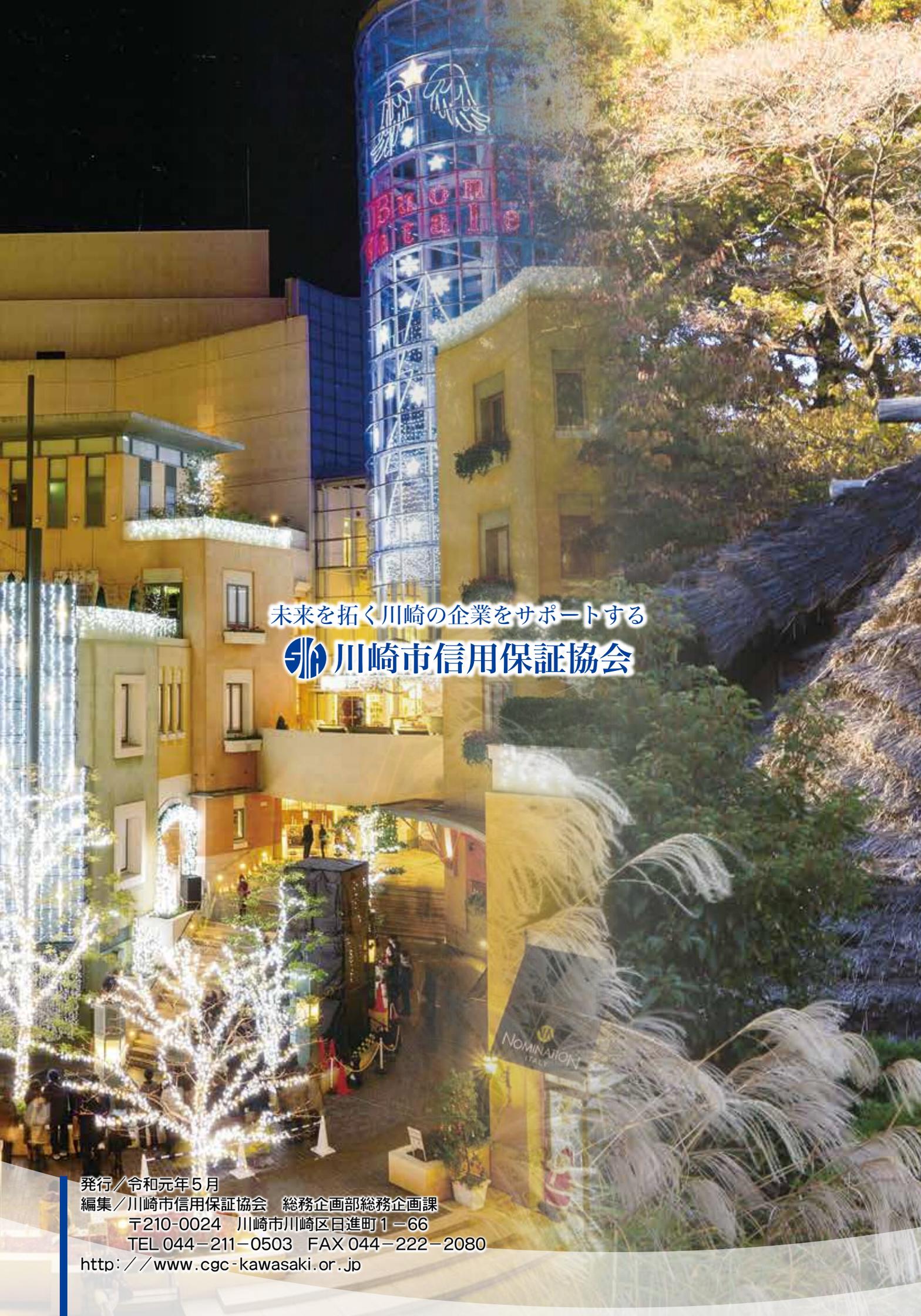
北支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1

かながわサイエンスパーク西棟 407号



- 北支所企業支援課 TEL044-850-0055



未来を拓く川崎の企業をサポートする

 **川崎市信用保証協会**

発行／令和元年5月

編集／川崎市信用保証協会 総務企画部総務企画課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

TEL 044-211-0503 FAX 044-222-2080

<http://www.cgc-kawasaki.or.jp>